

固定資産税相当額を10年間で  
最大150万円交付します。



鞍手町のコミュニケーションマーク

## 定住促進奨励金のお知らせ

鞍手町では、住宅の購入により町内に居住された方に、定住促進奨励金を交付しています。定住促進奨励金は、対象となる家屋と土地に対する、その年度の固定資産税相当額（上限15万円）を最高10年間交付するものです。

■奨励金の交付対象となる方は、以下のチェックリスト全てに当てはまる方です。

※チェックリストの全てに当てはまっても、交付対象とならない場合があります。

**☆1つでも当てはまらない項目がある場合や項目に該当するかどうか不明な場合は、申請の前に交付対象となるかどうか必ずお問い合わせください。**

### チェックリスト

- 家屋の所有者が鞍手町に定住して、鞍手町で生活している
- 平成24年1月2日から平成34年1月1日までの間に家屋を新築または新築・中古家屋を購入した
- 鞍手町に家を持つのが初めてである
- 所有した家屋は建て替えではない（同居の世帯員が所有している家を建て替えた場合も含まれます）
- 所有した家屋は相続・贈与により所有することとなった家屋ではない
- 家屋の所有者は、鞍手町に住民登録している（住民票がある）
- 家屋の所有者とその同居家族全員が鞍手町に納める税金等に滞納がない  
（税金等とは、固定資産税などの税金、保育料や給食費など、町に納める全てのお金が含まれます）
- 家屋の所有者とその同居家族全員が暴力団もしくは暴力団関係者ではない
- 家屋の広さが以下の条件を満たしている
  - ・専用住宅は居住部分の床面積が、50㎡以上280㎡以下
  - ・店舗併用住宅は、居住部分と併用部分（店舗以外の部分）の床面積が50㎡以上280㎡以下
  - ・マンションや長屋などの集合住宅は、居住部分の床面積が40㎡以上280㎡以下
- 所有した家屋には、玄関・トイレ・台所・浴室・居室があり、その家屋だけで生活できる
- 過去にこの奨励金を受けていない

### 以下に当てはまる方は土地も対象となります

- 家屋が建っている土地は、相続・贈与により所有することとなった土地ではない
- 家屋が建っている土地は、平成24年1月2日以降に購入した土地である
- 家屋が建っている土地は、家屋の所有者と同じ名義である

### ● お問い合わせ先 ●

鞍手町役場 地域振興課 まちづくり係 〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地  
TEL 0949-42-2111（内線342） 鞍手町ホームページ URL <http://www.town.kurate.lg.jp>